

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（台車）
発生日時	平成28年7月17日 16時35分ごろ
発生場所	茨城県つくば市高良田小貝川スポーツ公園南東方 東町四等三角点から真方位313° 160m付近 （概位 北緯36° 03.5′ 東経140° 01.1′）
事故の概要	水上オートバイコスモマリーンⅦは、遊走中、川岸に置かれていた水上オートバイ運搬用台車に衝突した。 コスモマリーンⅦは、衝突した弾みで飛び上がった際、河川敷にいた人に接触して河川敷に着地し、同人が死亡及び操縦者が負傷し、船首部外板に亀裂等を生じ、また、水上オートバイ運搬用台車に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ コスモマリーンⅦ、0.1トン 231-19889茨城、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ディーゼル機関、106.6kW、平成15年4月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 22歳 操縦免許 なし 被害者 男性 41歳
死傷者等	死亡 1人（被害者）、軽傷 1人（操縦者）
損傷	本船 船首部船底外板に亀裂及び擦過傷 本件台車 荷台の左舷側前部の外枠、荷台に載せていたビーチスタンドのパイプ及び先端の根付け部分に曲損、左舷側中央部付近のスチールレールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、操縦者が1人で乗り、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、平成28年7月17日16時00分ごろバナナボートをえい航して小貝川を遊走する仲間の水上オートバイを追い掛けようと川岸から発進した。

	<p>本船は、操縦者が、発進場所付近を航行中、16時35分ごろ「川岸に置かれていた水上オートバイ運搬用台車」（以下「本件台車」という。）に衝突し、その弾みで飛び上がり、河川敷で水上オートバイの遊走を見ていた人（以下「被害者」という。）に接触して着地し、操縦者及び同乗者が河川敷に投げ出された。</p> <p>本船の所有者は、本船が川岸付近で飛び上がる瞬間を目撃し、事故発生場所に駆けつけたところ、操縦者及び同乗者が河川敷に止めていた車の下に倒れており、また、頭部から血を流して倒れている被害者を認めた。</p> <p>本船の所有者は、被害者が呼吸をしていなかったため、人工呼吸を施し、近くにいた人が救急車を要請した。</p> <p>被害者は、本船の所有者から人工呼吸を施された後、病院に搬送されて治療を受けたものの、18日00時48分ごろ死亡し、死因が多発外傷（頭部挫創、頭蓋骨骨折、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、骨盤骨折等）と検案された。</p> <p>操縦者は右腕から右肩にかけて擦り傷及び左足脛に切り傷の軽傷を負い、同乗者に怪我はなかった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 事故発生場所、写真2 本件台車 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、数年間使用されておらず、船舶検査証書が失効していた。</p> <p>本船の所有者は、本事故当日、船舶検査の受検前に機関の試運転、浸水等の異常の有無を確認する目的で、小貝川に本船を係留し、緊急エンジン停止スイッチのプレートを入れた状態にしていた。</p> <p>本船の所有者は、操縦者を含む友人7人と小貝川で水上オートバイを遊走させており、友人達に水上オートバイの基本的な操縦方法及び緊急エンジン停止スイッチ等の説明をしていたものの本船については船舶検査を受検していないので航行の用に供してはならないことを伝えていなかった。</p> <p>本船の所有者は、操縦者等が無免許であることを知っており、操縦者が水上オートバイを操縦するとは思っていなかった。</p> <p>操縦者は、本事故で脳震盪を起こし、本事故当時のことを覚えていなかった。</p> <p>同乗者は、本船が緩やかに曲線状になった川岸に沿って発進場所付近を航行中、操縦者の肩越しに前方至近の本件台車に気付いたが、本船がそのままの速力で本件台車に衝突したと思った。</p> <p>同乗者は、本船で遊走時の体感速力が約70km/hであったと本事故後に思った。</p> <p>被害者の側にいた人は、被害者が本船に気付いていないように見えた。</p> <p>本件台車は、積載した水上オートバイ2台を使用することができる</p>

	<p>ように、車枠が川岸から約3.5m川の中に入った状態で置かれていた。</p> <p>(写真3 本船の損傷状況(右舷側)、写真4 本船の損傷状況(左舷側)、写真5 本件台車の損傷状況 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小貝川において遊走中、川岸付近に置かれていた本件台車に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、遊走時の体感速力が約70km/hであったと思ったこと、同乗者が本件台車に衝突する前に減速を感じていないこと及び本件台車に衝突した弾みで飛び上がり、河川敷に着地していることから、約70km/hの速力で本件台車に衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、河川敷に着地する際、被害者の頭部等に接触したものと考えられる。</p> <p>操縦者は、脳震盪を起こして本事故時のことを覚えていないことから、本事故当時の見張り及び操縦の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦免許証を受有していなかったものの、本船の所有者から水上オートバイの基本的な操縦方法及び緊急エンジン停止スイッチ等の説明を受けていたこと、及び本船が緊急エンジン停止スイッチのプレートが入った状態で係留されていたことから、本船の所有者に無断で本船を操縦した可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦免許証を受有していなかったことから、本船を操縦してはならなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、船舶検査証書が失効していたことから、航行の用に供してはならなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、小貝川において遊走中、川岸付近に置かれていた本件台車に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊小型船舶操縦士免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦してはならない。</li> <li>・水上オートバイの所有者は、適切に所有する水上オートバイの運航を管理すること。</li> <li>・狭い水域においては、高速航行を控えること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 1万5000分の1地形図使用



国土地理院 電子国土Webシステム空中写真使用



写真1 事故発生場所



写真2 本件台車



写真3 本船の損傷状況（右舷側）



写真4 本船の損傷状況（左舷側）



写真5 本件台車の損傷状況

